

入 札 説 明 書

令和7年3月24日（月）公告の「群馬県ハッ場発電所で発電する電力の売却」に係る一般競争入札については、関係法令の定めによるほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

（１）件名

群馬県ハッ場発電所で発電する電力の売却

（２）対象発電所

群馬県ハッ場発電所（最大出力11,700kW／水力／ダム式／FIP移行予定）

（３）契約期間及び予定電力売却期間

契約期間 契約締結日から本契約に係る債務履行が完了する日まで

予定売却期間 令和8年7月1日から令和23年3月31日まで。

ただし、FIP移行認定申請手続きに時間を要し、令和8年7月1日から供給出来ない場合は、その開始期間について別途協議する。

（４）予定売却電力量

年間42,000,000kWhを基本とし、仕様書別紙3「発電停止計画」を加味した各年度の予定売却電力量は以下のとおりとする。

令和 8年度：32,230,000kWh

令和 9年度：39,809,000kWh

令和12年度：39,962,000kWh

令和15年度：22,786,000kWh

令和18年度：39,886,000kWh

令和21年度：39,847,000kWh

総予定売却電力量：592,520,000kWh

なお、ハッ場発電所は、水力発電であり、気象や発電所修繕工事等により発電電力量が変動することから、実際の売却にあたっては当該売却電力量を保証するものではない。

また、売却電力量が気象等により増減した場合でも、買受人はその全量を購入するものとする。

（５）仕様

群馬県ハッ場発電所で発電する電力の売却に係る仕様書のとおり

（６）電力量料金単価の下限

25円/kWh（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 入札参加形態

単体による参加

3 入札参加資格

入札公告日から落札者決定日までの間、以下要件の全てを満たすこと。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 令和 6・7 年度群馬県競争入札参加資格者名簿において、物品の販売の資格を有し、営業品目の電力（販売）がある者、若しくは、物品の購入の資格を有し、営業品目に電力（購入）がある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号、以下「財務規則」という。）第 170 条第 2 項又は群馬県企業局財務規程（昭和 39 年企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 132 条の 3 第 3 項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされた者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) これまでに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに 督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき、国から事業者名を公表されたことのない者であること。
- (8) 令和元年度から 5 年度にて、各年度 100,000,000kWh 以上の電力供給実績があること。

4 入札スケジュール

- | | | |
|---------------|--------------------|----------|
| (1) 参加申込書受付開始 | 令和 7 年 3 月 24 日（月） | 詳細は 6 参照 |
| (2) 参加申込書提出期限 | 同 6 月 30 日（月） | 詳細は 6 参照 |
| (3) 質問受付期限 | 同 7 月 25 日（金） | 詳細は 7 参照 |
| (4) 入札受付開始 | 令和 7 年 8 月 25 日（月） | 詳細は 8 参照 |
| (5) 入札受付期限 | 同 28 日（木） | 同上 |
| (6) 開 札 日 | 同 29 日（金） | 同上 |

5 仕様書等の閲覧

- (1) 閲覧期間 令和7年3月24日(月)から令和7年8月28日(木)まで
- (2) 閲覧方法 群馬県ホームページ又は、ぐんま電子入札共同システムによる
(URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/692181.html>)
(URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

6 一般競争入札参加申込書の提出

- (1) 本入札の参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。
また、資格確認後であっても、落札者決定までの間に指名停止措置等を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すこととする。
 - ア 提出期間 令和7年3月24日(月)午前9時から
同6月30日(月)午後4時まで
 - イ 通知予定 同7月14日(月)までに確認結果を通知する
 - ウ 提出・通知方法 ぐんま電子入札共同システムによる
- (2) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、担当部署と協議すること。
- (3) 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 参加資格がないと通知された者のうち理由の説明を求める者は、令和7年7月22日(火)までに書面(様式任意)をもって15の担当部署まで申し出た場合に、説明を受けることができる。

7 質問書受付・回答

入札説明書及び仕様書について質問がある場合は、簡易な内容を除き書面(別添)により提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年3月24日(月)から7月25日(金)までの毎日
(土・日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)
- (2) 提出先 群馬県企業局 発電課 契約管理係
電話 027-226-3972(直通)
提出方法 電子メール
メールアドレス : khatsuden@pref.gunma.lg.jp
メール件名 : 【会社名】ハッ場発電所電力売却入札に関する質問書の送付について
- (3) 回答期限 令和7年8月8日(金)までに書面にて回答する。

- (4) 回答閲覧 回答については、質問した者に対し電子メールにより回答し、内容について令和7年8月28日(木)まで群馬県ホームページ及びぐんま電子入札共同システムにて閲覧可能。
- (5) その他 本入札に係る現場説明会は実施しない。

8 入札・開札

(1) 執行日時

- ア 入札開始日時 令和7年8月25日(月)午前9時
- イ 入札締切日時 同28日(木)午後4時
- ウ 開札予定日時 同29日(金)午前10時

(2) 入札に係る留意事項

- ア 入札方法は、ぐんま電子入札共同システムによる。
- イ 入札に際しては、電力量料金単価(1kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税抜きの金額)に1(4)に定める
総予定売却電力量592,520,000kWhを乗じて算出した金額で入札すること。
- ウ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 契約額は、上記イの金額の算定に用いた電力量料金単価(小数点第2位まで)による単価契約とし、小数点第3位以下は切り捨てとする。
- オ 提出した入札書の差し替え又は変更は認めない。
- カ 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、財務規則、財務規程を遵守すること。また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。
- キ 本入札にも適用の群馬県企業局競争入札心得の規定を参照すること。
- ク 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- ケ 開札は、8(1)ウに掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて実施する。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

9 入札保証金

財務規程第132条の13第1項第2号により免除とする。

10 契約保証金

財務規程第132条の16第1項第3号により免除とする。

11 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に際し、不正の行為があったとき
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行ったとき
 - ウ 同一の入札において、2以上の入札書を提出したとき
 - エ ICカードを不正に使用したとき
 - オ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規程第132条の9の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (4) この入札の結果は、群馬県ホームページ及び電子入札システムにより以下の内容を公表する。
 - ア 入札参加者名
 - イ 入札金額（入札辞退等の場合は、その旨）
 - ウ 落札者名

13 契約書の作成及び締結

- ア 候補者は、落札者決定通知の翌日から起算して180日を経過した最初の日までに契約書案に基づき、群馬県と協議のうえ契約書を作成し、締結しなければならない。なお、起算日及び180日を経過した最初の日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。
- イ アの期間内に契約の締結が行われなかった場合には、財務規程132条の8の規定により契約の相手方となる資格を失う。

14 その他

- (1) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 落札者が契約を締結しなかったときは、財務規程第132条の40第1項第9号の規定により随意契約に付し、落札者を除く入札参加者による見積合わせを実施する場合がある。

15 契約等に関する事務を担当する部署

群馬県企業局 発電課 契約管理係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-226-3972 (直通) FAX 027-243-7738

Eメール khatsuden@pref.gunma.lg.jp